

○立川市スポーツ推進審議会条例

昭和54年3月31日条例第7号

改正

平成23年10月7日条例第10号

平成27年3月20日条例第8号

立川市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、立川市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、市長が任命する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員の互選によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月 7 日条例第10号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市スポーツ振興審議会条例に基づき任命されている立川市スポーツ振興審議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、改正後の立川市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により任命された立川市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則 (平成27年 3 月20日条例第8号)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。